



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和5年12月12日(火) 第10158号

目次

	ページ
規 則	
○群馬県旅館業法施行細則の一部を改正する規則(食品・生活衛生課)	2
○群馬県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則(同)	4
○群馬県興行場法施行細則の一部を改正する規則(同)	4
○群馬県公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則(同)	6
○群馬県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則(同)	8
○群馬県美容師法施行細則の一部を改正する規則(同)	10
○群馬県理容師法施行細則の一部を改正する規則(同)	15
監査委員公告	
○監査結果に基づく措置状況	20
入札公告	
○一般競争入札の実施(健康福祉課)	30
○同	32
○同(産業政策課)	34

規則

群馬県旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和五年十二月十二日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第六十三号

群馬県旅館業法施行細則の一部を改正する規則

群馬県旅館業法施行細則(昭和二十九年群馬県規則第六十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「規則」を「省令」に改める。

第二条第一項中「規則」を「省令」に改め、同条第二項第七号を削る。

第三条第二項中「規則」を「省令」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「規則」を「省令」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

省令第一条の三第一項の申請書は、別記様式第一号の二によるものとする。

第四条中「規則」を「省令」に改める。

第五条中「第三条の二第一項」を「第三条の三第一項」に、「第三条の三第一項」を「第三条の四第一項」に改める。

第七条中「別記第六号様式」を「別記様式第六号」に改める。

別記様式第一号(第二画)中「(注1)」を削り、「規則」を「省令」に改め、同様式(第二画)中「(注2)」を「(注)」に

<p>添付書類の省略について(法第3条第1項の許可を受けて旅館業を営む者が当該旅館業を譲渡した場合であつて、当該旅館業を譲り受けた者が注3の添付書類を省略するとき)(注3)</p>	<p>以下の書類は、その内容に変更がないため、添付を省略します。</p>
--	--------------------------------------

を

添付書類

- 1 申請者が法人の場合は、定款又は寄附行為の写し
- 2 営業施設の構造設備の様書
- 3 営業施設の配置図、平面図及び付近120m以内の見取図
- 4 旅館・ホテル営業、簡易宿所営業において、玄関帳場を設けない場合は、玄関帳場代替措置(代替設備等)の内容がわかる書類
- 5 営業施設の場所又は構造設備が他の法令又は条例に基づき行政庁の許可、

認可等を要する場合は、当該法令又は条例に基づき許可書、認可書等の写し
6 使用水試験成績書の写し又は水道水使用証明書

注 「申請者、役員等の氏名等」欄は、申請者が法人の場合は法人の役員の名等を記入し、申請者が営業に同じ成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合は申請者及びその法定代理人(法定代理人が法人である場合は、その役員)の氏名等を記入すること。
に改め、同様式(第三画)を削り、同様式の次に次の一様式を加える。

別記様式第1号の2（規格A4）（第3条関係）

群馬県証紙又は領収済証明書貼付欄

旅館業営業承継承認申請書（譲渡）

年 月 日

保健所長 あて

譲受人

住 所
氏 名

年 月 日生

〔法人にあつては、その所在地、
名称及び代表者の氏名〕

譲渡人

住 所
氏 名

年 月 日生

〔法人にあつては、その所在地、
名称及び代表者の氏名〕

旅館業法第3条の2第1項の規定により、承認を受けたいので次のとおり申請します。

譲 渡 予 定 年 月 日		年 月 日			
営 業 施 設	名 称				
	所 在 地				
法第3条第2項各号に該当することの有無及び該当するときは、その内容					
申請者、役員等の氏名等（注1）	フリガナ 氏 名	生年月日（和暦）	性別	住 所	役職名等
添付書類 1 旅館業の譲渡を証する書類 2 譲受人が法人の場合にあつては、譲受人の定款又は寄附行為の写し 3 消防法令適合通知書 4 使用水試験成績書の写し又は水道水使用証明書（注2）					

注1 「申請者、役員等の氏名等」欄は、申請者が法人の場合は法人の役員等の氏名等を記入し、申請者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合は申請者及びその法定代理人（法定代理人が法人である場合は、その役員）の氏名等を記入すること。
2 添付書類3及び添付書類4については、その内容に変更がない場合は、添付を省略することができる。

別記様式第二号(表面)中「第3条の2第1項」を「第3条の3第1項」に改め、同様式(裏面)中「消防法適合通知書」を「消防法令適合通知書」に改める。別記様式第三号中「第3条の3第1項」を「第3条の4第1項」及び「消防法適合通知書」を「消防法令適合通知書」に改める。

別記様式第六号中「職業」を「通称先」に改める。
附則

- 1 この規則は、令和五年十二月十三日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県旅館業法施行細則(以下「改正前の規則」という。)の規定により提出されている申請書は、改正後の群馬県旅館業法施行細則の規定により提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

群馬県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十二月十二日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第六十四号

群馬県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

群馬県食品衛生法施行細則(昭和三十二年群馬県規則第九十号)の一部を次のように改正する。

第十八条中「第六十八条」を「第六十七条の二」に改める。

附則

この規則は、令和五年十二月十三日から施行する。

群馬県興行場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十二月十二日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第六十五号

群馬県興行場法施行細則の一部を改正する規則

群馬県興行場法施行細則(昭和五十九年群馬県規則第六十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項ただし書並びに同条第二項ただし書及び第七号を削る。

第三条第一項中「により」の下に、「譲渡による営業者の地位の承継の届出をしようとする者は興行場営業者地位承継届(譲渡)(別記様式第一号の二)を」を加える。

別記様式第一号(表面)中「(表面)」及び「別紙のとおり(注1)」を削り、

「添付書類の省略について」以下の書類は、その内容に変更がないため、添付

(第2条第2項ただし書の規定により、注2の書類の添付を省略する場合)(注2)

を省略します。

「添付書類

- 1 申請者が法人の場合、定款又は寄附行為の写し
- 2 構造設備の概要を明らかにした平面図及び付近の見取図
- 3 興行場として使用しようとする土地又は建物が他人の所有に属するものである場合は、当該土地又は建物の所有者の使用承諾書
- 4 管理人を置く場合は、その者の氏名を記載した書類
- 5 仮設興行場にあつては、興行場を経営しようとする期間(巡回するものにあつては、各保健所管内別の巡回日程を付記すること)を記載した書類
- 6 興行場の設置の場所又は構造設備が他の法令又は条例に基づき行政庁の許可、認可等を要する場合は、当該法令又は条例に基づき許可書、認可書等の写し

に改め、同様式(裏面)を削り、同様式の次に次の様式を加える。

別記様式第1号の2(規格A4)(第3条関係)

興行場営業者地位承継届(譲渡)

年 月 日

保健所長あて

届出者

住所

氏名

年 月 日生

(法人にあつてはその所在地、
名称及び代表者の氏名)

群馬県興行場法施行細則第3条第1項の規定により、次のとおり営業者の地位を承継したので届け出ます。

譲渡人 〔法人にあつてはその 所在地、名称及び 代表者の氏名〕	住所	
	氏名	
譲渡年 月 日	年 月 日	
興行場	名称	
	所在地	

添付書類

- 1 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- 2 届出者が法人の場合は、定款又は寄附行為の写し
- 3 許可書

附則

- 1 この規則は、令和五年十二月十三日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県興行場法施行細則（以下「改正前の規則」という。）の規定により提出されている申請書は、改正後の群馬県興行場法施行細則の規定により提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

群馬県公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十二月十二日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第六十六号

群馬県公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

群馬県公衆浴場法施行細則（平成十二年群馬県規則第九十四号）の一部を次のように改正する。

第七条の表法第二条第一項の項の次に次のように加える。

法第二条の二第二項	公衆浴場営業者地位承継届（譲渡） （別記様式第一号の二）
-----------	---------------------------------

別記様式第一号（表面）中「（表面）」及び「（注1）」を削り、

開始予定年月日	年 月 日
添付書類の省略について（法第1条第2項に規定する浴場業を営む者が当該浴場業を譲渡した場合であって、当該浴場業を譲り受けた者が注2の添付書類を省略するとき）（注2）	以下の書類は、その内容に変更がないため、添付を省略します。

（群馬県証紙又は領収済証明書貼付欄）

を

開始予定年月日	年 月 日
---------	-------

（群馬県証紙又は領収済証明書貼付欄）

- 添付書類
- 1 公衆浴場の構造設備の概要を明らかにした仕様書及び平面図
 - 2 一般公衆浴場の浴場業の申請にあつては、申請する公衆浴場を中心とした半径300m以内の状況を示す地図
 - 3 申請者が法人の場合は、定款又は常附行為の写し及び登記事項証明書
 - 4 公衆浴場の設置の場所又は構造設備が他の法令又は条例に基づき行政庁の許可、認可等を要する場合は、当該法令又は条例に基づき許可書、認可書の写し

に改め、同様式（裏面）を削り、同様式の次に次の様式を加える。

別記様式第1号の2（規格A4）（第7条関係）

公衆浴場営業者地位承継届（譲渡）

年 月 日

群馬県知事 あて
（ 保健所長）

届 出 者
住 所
氏 名
年 月 日生
（法人にあつてはその所在地、
名称及び代表者の氏名）

次のとおり営業者の地位を承継したので、公衆浴場法第2条の2第2項の規定により届け出ます。

譲 渡 人 （法人にあつてはその 所在地、名称及び 代表者の氏名）	住 所	
	氏 名	
譲 渡 年 月 日	年 月 日	
営 業 する 公 衆 浴 場	名 称	
	所 在 地	

添付書類

- 1 浴場業の譲渡が行われたことを証する書類
- 2 届出者が法人の場合は、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
- 3 許可書

附則

- 1 この規則は、令和五年十二月十三日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県公衆浴場法施行細則(以下「改正前の規則」という。)の規定により提出されている申請書は、改正後の群馬県公衆浴場法施行細則の規定により提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

群馬県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十二月十二日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第六十七号

群馬県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

群馬県クリーニング業法施行細則(平成十二年群馬県規則第九十六号)の一部を次のように改正する。

第八条の表省令第八条の項の次に次のように加える。

第五条の三第二項	クリーニング営業者地位承継届(譲渡)(別記様式第八号の二)
----------	-------------------------------

別記様式第二号(表面)中「(表面)」を削り、

登録番号	氏名	※	生年月日	※	本籍	※	住所	※
------	----	---	------	---	----	---	----	---

を

登録番号	氏名	※	生年月日	※	本籍	※	住所	※
------	----	---	------	---	----	---	----	---

に「従事者数」

※「従事者数」を

添付書類の省略について(省令第1条の3ただし書の規定の適用を受け、注3の添付書類を省略する場合)(注3)

以下の書類は、その内容に変更がないため、添付を省略します。

を

添付書類

- 1 クリーニング所の構造設備の概要を明らかにした仕様書及び平面図
- 2 本届出の他にクリーニング所又は無店舗取次店を開設している場合は、その名称、所在地又は業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号、従事者数、クリーニング師の氏名並びに営業の内容を記載した書類
- 3 開設者が法人の場合は、法人の登記事項証明書(群馬県証紙又は領収済証明書貼付欄)

注 営業の内容については、該当欄に○印を付すること。

に改め、同様式(裏面)を削る。

別記様式第八号の次に次の一様式を加える。

別記様式第二十号「次のとおり営業者の地位を」や「営業者の地位を次のとおり」

「3 本届出の他にクリーニング所又は無店舗取扱店を開設している場合は、その名称、所在地又は業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号、従事者数、クリーニング師の氏名並びに営業の内容を記載した書類

「3 本届出の他にクリーニング所又は無店舗取扱店を開設している場合は、その名称、所在地又は業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号、従事者数、クリーニング師の氏名並びに営業の内容を記載した書類

別記様式第二十号及び別記様式第十一号中

「2 本届出の他にクリーニング所又は無店舗取扱店を開設している場合は、その名称、所在地又は業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号、従事者数、クリーニング師の氏名並びに営業の内容を記載した書類

を

「2 本届出の他にクリーニング所又は無店舗取扱店を開設している場合は、その名称、所在地又は業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号、従事者数、クリーニング師の氏名並びに営業の内容を記載した書類

に改める。

別記様式第十二号(裏面)中「(表面)」や「営業区域」や「営業区域」

登録番号	氏名	生年月日	本籍	住所
※	※	※	※	※

登録番号 氏名 生年月日 本籍 住所

※」や「従事者数」

添付書類の省略について(省令第1条の3第2項ただし書の規定の適用を受け、注3の添付書類を省略する場合)(注3)

以下の書類は、その内容に変更がないため、添付を省略します。

を
添付書類

- 1 業務用車両の仕様書、図面及び保管場所の図面(平面図等)
- 2 営業者が法人の場合は、法人の登記事項証明書
- 3 本届出の他にクリーニング所を開設している場合は、その名称、所在地、従事者数、クリーニング師の氏名及び営業の内容を記載した書類

注 営業の内容については、該当欄に○印を付すること。

に改める。同様式(裏面)を削る。

附則

- 1 この規則は、令和五年十二月十三日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県クリーニング業法施行細則の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

群馬県美容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十二月十二日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第六十八号

群馬県美容師法施行細則の一部を改正する規則

群馬県美容師法施行細則(平成十二年群馬県規則第九十七号)の一部を次のように改正する。

第六条の表中

法第十一条第二項	美容所廃止届(別記様式第六号)
----------	-----------------

を

法第十一条第二項	美容所廃止届(別記様式第六号)
法第十二条の二第二項	美容所開設者地位承継届(譲渡)(別記様式第六号の二)

に改める。

別記様式第四号(第一面)中

管理美容師	住所	※	管理美容師	住所	氏名
	氏名	※		氏名	※

美容師	免許登録番号※		美容師	免許登録番号	
	年月日※	伝染性疾病の有無※(注2)		年月日	伝染性疾病の有無(注1)
その他の従業者氏名※			その他の従業者氏名		

「※」は「(注2)」及び「(注1)」

開設しようとする美容所と同一の場所(作業室)で理容所の開設届を提出している場合は、当該理容所の開設予定年月日

開設しようとする美容所と同一の場所(作業室)で理容所の開設届を提出している場合は、当該理容所の開設予定年月日

を

開設しようとする美容所と同一の場所(作業室)で理容所の開設届を提出している場合は、当該理容所の開設予定年月日

開設しようとする美容所と同一の場所(作業室)で理容所の開設届を提出している場合は、当該理容所の開設予定年月日

美容所の所在を示す地図

に改め、同様式(第三画)を次のように改める。

（第3面）

添付書類

- 1 美容所の平面図及び設備の配置図（平面図で設備の配置が分かる場合は、不要）
- 2 開設者が法人の場合は、登記事項証明書
- 3 美容師の健康診断書（結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無に関するもの）
- 4 美容師免許証又は美容師免許証明書の写し
- 5 管理美容師を置く場合は、美容師法第12条の3第2項に規定する講習会の課程を修了したことを証する書類の写し
- 6 開設者が外国人の場合は、外国人登録法の規定による外国人登録原簿の記載事項に関する市区町村長の証明書

注1 伝染性疾患については、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定するものをいう。

2 重複開設を行う場合は、条例第3条の2に規定する基準を満たしていなければならない。

別記様式第六号の次に次の一様式を加える。

別記様式第6号の2（規格A4）（第6条関係）

美容所開設者地位承継届（譲渡）		年 月 日
群馬県知事 （	あて 保健所長）	届出（開設）者 住 所（法人にあっては、所在地） 氏 名（法人にあっては、その名 称及び代表者の氏名） 電 話
譲渡により開設者の地位を次のとおり承継したので、美容師法第12条の2第2項の規定により届け出ます。		
営 業 を 譲 渡 し た 者 （ 譲 渡 人 ）	氏 名 （法人にあっては、その名称 及び代表者の氏名）	
	住 所 （法人にあっては、所在地）	
譲 渡 の 年 月 日		年 月 日
開 設 す る 美 容 所	名 称	
	所 在 地	
添付書類 1 営業の譲渡が行われたことを証する書類 2 届出者が外国人の場合にあっては、住民票の写し（住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。） 3 届出者が法人の場合は、登記事項証明書 4 美容所構造設備確認証		

別記様式第七号中

「2 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者については、その相続人全員の同意を

「2 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者については、その相続人全員の同意を

3 美容所構造設備確認証
に改める。

別記様式第八号中「合併後存続する法人又は設立された法人の登記事項証明書」を

「1 合併後存続する法人又は設立された法人の登記事項証明書」を
2 美容所構造設備確認証

「1 分割により営業を承継した法人の登記事項証明書」を
2 美容所構造設備確認証

附則

1 この規則は、令和五年十二月十三日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県美容師法施行細則の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することが出来る。

群馬県美容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和五年十二月十二日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第六十九号

群馬県美容師法施行細則の一部を改正する規則

群馬県美容師法施行細則(平成十二年群馬県規則第九十八号)の一部を次のように改正する。
第六条の表中

法第十一条第二項 美容所廃止届(別記様式第六号) を

法第十一条第二項 美容所廃止届(別記様式第六号) に改める。

法第十一条の三第二項 美容所開設者地位承継届(譲渡)(別記様式第六号の一)

別記様式第四号(録二面)中

管理美容師	住所	※
	氏名	※
美容師	氏名	※
	免許登録番号	※
	許登録年月日	※
	伝染性疾病の有無	※(注2)
その他の従業者氏名		※

管理美容師	住所	氏名
	氏名	氏名
美容師	免許登録番号	氏名
	許登録年月日	氏名
	伝染性疾病の有無	氏名
	氏名	氏名
その他の従業者氏名		氏名

別記様式(録二面)中「※」を「(注3)」や「(注2)」に

開設しようとする美容所と同一の場所(作業室)で美容所の開設届を提出している場合は、当該美容所の開設予定年月日

開設しようとする美容所と同一の場所(作業室)で美容所の開設届を提出している場合は、当該美容所の開設予定年月日

美容所の所在を示す地図

に改め、同様式(第三面)を次のように改める。

(第3面)

添付書類

- 1 理容所の構造設備の概要を明らかにする仕様書及び平面図
- 2 開設者が法人の場合は、登記事項証明書
- 3 理容師の健康診断書（結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無に関するもの）
- 4 理容師免許証又は理容師免許証明書の写し
- 5 管理理容師を置く場合は、理容師法第11条の4第2項に規定する講習会の課程を修了したことを証する書類の写し
- 6 開設者が外国人の場合は、外国人登録法の規定による外国人登録原簿の記載事項に関する市区町村長の証明書

注1 伝染性疾患については、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定するものをいう。

2 重複開設を行う場合は、条例第3条の2に規定する基準を満たしていなければならない。

別記様式第六号の次に次の一様式を加える。

別記様式第6号の2（規格A4）（第6条関係）

理容所開設者地位承継届（譲渡）	
年 月 日	
群馬県知事 （	あて 保健所長）
届出（開設）者 住 所（法人にあっては、所在地） 氏 名（法人にあっては、その名 称及び代表者の氏名） 電 話	
譲渡により開設者の地位を次のとおり承継したので、理容師法第11条の3第2項の規定により届け出ます。	
営 業 を 譲 渡 し た 者 （ 譲 渡 人 ）	氏 名 （法人にあっては、その名称 及び代表者の氏名）
	住 所 （法人にあっては、所在地）
譲 渡 の	年 月 日
	年 月 日
開 設 す る 理 容 所	名 称
	所 在 地
添付書類	
1 営業の譲渡が行われたことを証する書類 2 届出者が外国人の場合にあっては、住民票の写し（住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。） 3 届出者が法人の場合は、登記事項証明書 4 理容所構造設備確認証	

別記様式第七号中

「2 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その相続人全員の同意書」

を

「2 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その相続人全員の同意書

3 内容所構造設備確認証
に改める。」

別記様式第八号中「合併後存続する法人又は設立された法人の登記事項証明書」を

「1 合併後存続する法人又は設立された法人の登記事項証明書」に改める。

2 内容所構造設備確認証」

別記様式第七号中「分割により営業を承継した法人の登記事項証明書」を

「1 分割により営業を承継した法人の登記事項証明書」に改める。

2 内容所構造設備確認証」

附 則

1 この規則は、令和五年十二月十三日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県理容師法施行細則の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することとする。

■ 監査委員公告

◎監査公表第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、令和4年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、群馬県知事から通知があったので、次のとおり公表する。

令和5年12月12日

群馬県監査委員 林 章
 同 石原 栄一
 同 須藤 和臣
 同 伊藤 清

（下表の番号は、包括外部監査の結果報告書に記載された指摘事項又は意見の番号である。）

■ 個別の事業に関する監査結果及び意見

総合的な少子化対策推進

意見	改善措置
1 少子化対策の認知について （個別の事業、31頁） 県において、各種の少子化対策事業が行われているが、それぞれの事業が十分に認知されていない現状がある。 県民が各施策をどの程度利用しているのか現状把握を行うため定期的にアンケート等を行う必要があると考える。	こども分野の最上位計画策定のために5年ごとに実施する「少子化対策に関する県民意識調査」において、令和5年度の調査から、認知度に加えて利用状況も確認することとする。

児童会館運営

意見	改善措置
2 指定管理の一体化について （個別の事業、57頁） ぐんまこどもの国児童会館の存在する群馬県立金山総合公園は県土整備部の所管である。他方、同公園の敷地内にあるぐんまこどもの国児童会館は生活こども部の所管であり、それぞれが別々に指定管理者を選定している。 一体として指定管理者を選定する場合と、従来どおり別々に指定管理者を選定する場合の費用について検討し、総額として指定管理料が少なくなる方法を考慮されたい。	令和5年度中にぐんまこどもの国児童会館の今後の在り方を検討する中で、公園と一体的に指定管理者を選定することの可能性を検討する。
3 利用料収入について （個別の事業、58頁） 他県と比較して利用料収入が少ないため、指定管理料を少額に抑えるためにも、利用料収入を増やす施策を検討されたい。	研修室や多目的ホールの利用促進策を検討するほか、館の今後の在り方を検討する中で利用料の徴収方法も検討を行う。
4 混雑時の対策について （個別の事業、59頁） 土日祝日には施設が入館定員に達することで待ち時間が発生することや、スペースシアターの上映についても利用定員の関係で見ら	令和5年4月22日より入館の利用制限を撤廃したため、入館にあたっての待ち時間は無い状況になっている。

<p>れないことがある。 混雑が予想される日は事前予約制にする、混雑予想を開示する、現在の混雑状況を開示するなど、利用者に対して有用な情報を提供し、待ち時間等が極力少なくなるように検討することが望ましい。</p>	
<p>5 スペースシアターの投影回数と番組について (個別の事業、60頁) スペースシアターの投影回数は、本来、土日祝日等は6回のところ、現在は4回となっており、人気プログラムは利用定員の関係で見られない場合もある。 入館定員数も緩和してきている昨今においては、投影回数を元に戻し、人気プログラムを1日に2回投影するなど、利用者のニーズに合ったサービスを提供することが望ましい。</p>	<p>令和5年4月22日より投影回数を4回から5回に増やし、特に人気の高い子ども向け番組は1日2回投影している。 また、10月からは投影回数を6回に戻す。</p>
<p>6 スペースシアターでの上映番組の検討について (個別の事業、61頁) スペースシアターでの上映プログラム(番組)は、1番組200万円から400万円と高額であるにも関わらず、その検討過程が明確にされていない。番組を決定すると、その番組の放映権を有している業者と随意契約を結んでいることから、上映番組の決定には、費用対効果を十分に検討すべきであり、その議論の過程を残す必要がある。</p>	<p>上映番組の選定は、指定管理者の番組選定会議において、十分に協議を行った上で決定し、令和5年度からはその議事録を作成している。</p>
<p>7 人員配置について (個別の事業、61頁) 現在、平日と土日祝日で出勤している職員数は変わらないが、土日祝日の個人客の入館者数は平日の約10倍であることから、入館者数に応じて、職員の出勤体制を見直すことが望ましい。</p>	<p>土日祝日はイベントの開催も多く、入館者の対応に専念するため、イベントの企画や準備等は平日に行っている。また、平日も緊急事態に備えるとともに、適正な館運営を行う上で一定の職員数を確保する必要があることから、現状の職員体制で運営に支障はない。</p>
<p>8 修繕費の負担について (個別の事業、62頁) 県と指定管理者との間で締結されている基本協定書では原則として50万円を超える修繕等は県の費用負担にて工事が行われる。しかしながら、令和3年度に50万円を超える修繕等が2件行われたがいずれも県の負担ではなく指定管理者の負担にて工事等が行われている。指定管理者の指定の申請を行う際は、大規模な修繕等は県が負担することを前提に、各種計画を策定しているはずである。 そうであるにもかかわらず、早急性等のみを理由に指定管理者の負担で小規模ではない修繕を行うことは指定管理料の適切性に疑義を抱かれる懸念があるとともに所有者はあくまで県といった指定管理制度の趣旨に反すると考えられる。 指定管理者によって50万円を超える修繕依頼等があった場合には当該案件についてよ</p>	<p>50万円を超える修繕依頼があった場合は、指定管理者に費用負担を求めることの妥当性を慎重に判断するとともに、その理由を通知等に記載することとする。</p>

<p>り慎重に協議するとともに、指定管理者負担とした場合には第三者から見ても納得感のある理由等を記載した協議結果を残すようにすべきである。</p>	
---	--

子どもの貧困対策推進

意見	改善措置
<p>9 子どもの居場所づくり応援事業補助金の交付要綱について (個別の事業、70頁) 補助事業は、概ね月1回以上定期的に実施することとされており、かつ、1年以上継続して事業を実施する見込みがあることと定めているが、実際には1回のみ実施した事業者に対しても満額補助金を交付しており、翌年度の実績報告書の提出は求めている。 交付決定を行った日の属する会計年度の翌年度以降も補助事業者の活動状況を確認できるよう交付要綱を変更するとともに、事業者の都合等により実施回数が少ない場合や、事業の継続が確認できない場合は、一部の補助金の返還を求めるよう運用を見直すべきである。</p>	<p>交付決定を行った日の属する会計年度の翌年度以降も補助事業者が交付の要件を満たしているかを確認できるよう交付要綱を改正した(令和5年4月1日適用)。 今後、必要に応じて当該調査を実施し、要件を満たさないことを確認した場合は補助金の返還を求めることとする。</p>

保育資質向上

意見	改善措置
<p>10 委託事業の公募型プロポーザルによる募集について (個別の事業、82頁) 委託事業の内容に最も適した業者の選定ができるよう複数の業者が公募型プロポーザルへ参加することを働きかけていくことが望まれる。</p>	<p>応募の機会を確保し、より多くの企画提案を受けられるようにするため、募集期間を延長することとした。過去平均16日間の募集期間を令和6年度からは10日間程度延長する。</p>
<p>11 保育士修学資金貸付等事業費における貸付原資残額について (個別の事業、82頁) 保育士修学資金貸付等事業費の貸付原資残額について、群馬県保育士修学資金貸付等事業実績報告書の提出による報告のみでなく、預金残高確認書等の証憑の提出を依頼し、保有状況の確認を行うことが望まれる。</p>	<p>現地での確定検査実施時に金融機関の通帳で貸付原資残高を確認することとした。</p>

児童養護施設等対策

意見	改善措置
<p>12 群馬県児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業の利用促進について (個別の事業、91頁) 群馬県では、児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業の利用者が、近郊3県と比較して少ない。より積極的に周知啓発活動を行い、制度の利用促進に努めるべきで</p>	<p>実施主体である群馬県社会福祉協議会と連携し、広報資料等の見直しを図るとともに、関係機関への周知を行う。</p>

ある。	
-----	--

家庭児童福祉推進

意見	改善措置
<p>1 3 成果指標の見直しについて (個別の事業、98頁) 事業の成果指標として掲げられている4項目のうち、2項目(市町村子ども家庭支援拠点の設置件数、児童虐待死亡件数)は群馬県ではコントロールできないため、コントロール可能、かつ、公表可能な項目を成果指標とすべきである。</p>	<p>令和6年度以降の計画の策定時には、県でコントロール可能かつ公表可能な項目で成果目標を検討する。</p>
<p>1 4 「群馬県要保護児童対策地域協議会」の開催について (個別の事業、98頁) 「群馬県要保護児童対策地域協議会」を令和3年度は1回開催予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった。 しかし、令和3年度においてはWebによる会議も浸透していたことから、Webにより会議を実施し、要保護児童及び要支援児童等の現状把握等を行うべきであったと考える。</p>	<p>令和5年度以降は、コロナ禍以前と同様に年1回の開催を行うこととし、状況に応じて、対面のほかWEB参加も可能とする予定である。</p>
<p>1 5 「群馬県児童虐待防止医療ネットワーク事業」の実績報告書の提出期限について (個別の事業、100頁) 事業期間は令和3年4月1日～令和4年3月31日であるが、前橋赤十字病院長は群馬県知事に対し、実施した委託業務に関する実績報告書を令和4年3月31日までに提出するものとされている。 事業の実施期間の後、実績報告書の提出期限までには時間的猶予がないことから、年度末の事業が適切に実施できるよう、事業委託先と適宜調整しながら進めるべきである。</p>	<p>本事業は単年度契約のため、当該年度の3月31日までに実績報告書の提出を求めることになる。 これまで、年度末に実施した事業についても事業委託先から期限内に実績報告を提出していただいているところであり、引き続き適切な事業運営を求めている。</p>

児童相談・一時保護

意見	改善措置
<p>1 6 成果指標について (個別の事業、104頁) 事業の成果指標として掲げられている児童虐待死亡件数は群馬県ではコントロールできないため、コントロール可能な項目を成果指標とすべきである。</p>	<p>令和6年度以降の計画の策定時には、県でコントロール可能かつ公表可能な項目で成果目標を検討する。</p>

母子保健対策

監査結果<指摘事項>	改善措置
<p>1 契約書の作成について (個別の事業、111頁) 契約書原本を作成する際には、契約の重要</p>	<p>契約にあたり、財務規則等に基づき適切な回議を行い担当者及び係長がダブルチェックをした上で契約書を作成するとともに、作成済み契約書原本の供覧に当たり、</p>

<p>な事項を、後から簡単に修正可能な鉛筆書きで記載することは、避けるべきである。 仮に、契約金額等を記入し忘れて空欄のまま作成してしまった場合には、鉛筆書きで補充するのではなく、改めて疑義の生じない形式の契約書を作り直すようにすべきである。</p>	<p>担当者及び係長が内容を確認することを再度徹底した。 なお、契約金額を記入し忘れた契約書については、疑義の生じないよう金額を記載した契約書を作り直した。</p>
--	---

意見	改善措置
<p>17 謝金と交通費の区別について (個別の事業、112頁) 交通費の金額を実態に合わせる形に見直すか、あるいは名目上交通費として支給されているものではあっても、実質的には報酬として支払われているものについては報酬として取り扱うよう、委託先への働きかけを徹底すべきである。</p>	<p>謝金や交通費について、名目上交通費として支給されているが実質的には報酬として支払われているものについては報酬として扱うなど、実態に即した取扱とするよう、委託先に指導するとともに、取扱に迷う際には、適宜相談いただくこととした。</p>

母子家庭等自立促進対策

意見	改善措置
<p>18 県内で実施されている子どもの学習支援の一覧の作成について (個別の事業、127頁) 県内で実施されている学習支援の一覧表について、より一層の周知を図るべきである。 また、今後、現在は掲載されていないひとり親家庭に対する学習支援も含めて掲載するなど、一覧表の内容の充実も図るべきである。</p>	<p>県ホームページの「子どもの居場所を紹介します」に、ひとり親家庭に対する学習支援の掲載をした(令和5年5月29日)。 また、ひとり親家庭向けの支援情報を掲載しているページ「応援しています!ひとり親」にも当該事業についての記載をした(令和5年3月1日)。</p>
<p>19 見積み合せの実施について (個別の事業、128頁) 当該事業においては、4つの委託事業が実施されているが、これらの委託契約は全て一者随意契約で締結されており、かつ、委託先は全て同一の団体である。 全ての委託事業について、同一の団体への委託を長期間継続する必要性と相当性があるかどうかについては慎重な検討が必要であるところ、今後の委託先の選定にあたっては、少なくとも数年に一回程度は例えば見積み合せの実施を検討する等の対応をすべきである。</p>	<p>母子及び父子並びに寡婦福祉法第3条の2の規定により、ひとり親家庭支援事業については、母子父子福祉団体と相互に協力しながら行うこととされている。 現在、県内全域でひとり親家庭支援を実施できる母子父子福祉団体は1団体である。 県内における母子父子福祉団体の設立・活動状況を注視し、協力可能な団体があれば見積み合わせの実施を検討する。</p>
<p>20 前金払の実施の必要性について (個別の事業、129頁) 委託事業について、事業終了に先立って委託費の一部を前金払する場合には、当該事業の必要経費や委託先の財務状況等を確認の上、その必要性を精査すべきである。</p>	<p>委託事業について必要経費の観点から精査し、ひとり親家庭学習支援事業については令和5年度から精算払いにするよう改善をした。</p>

児童扶養手当支給

意見	改善措置

<p>2 1 各種申請・届出手続の電子化について （個別の事業、135頁） 児童扶養手当の各種申請・届出手続については、すでに県が主導して一部手続の電子化が導入されているところではあるが、今後も、国の動向を踏まえつつ、県が主体的に県内町村における手続の電子化をより一層推進していくべきである。</p>	<p>国の動向を踏まえつつ、自治体の先進事例を紹介する等により、県内町村における手続の電子化をより一層推進していく。</p>
<p>2 2 委託契約締結における見積り合わせの実施について （個別の事業、136頁） 専門性のあるシステムの運用・作成等を委託する場合であっても、長年にわたって同一の業者との間で一者随意契約を行うことは控え、数年に一回程度は適切な指名人を複数確保し、少なくとも見積り合わせ等を実施した上での契約締結を検討するべきである。</p>	<p>令和7年度までに、システムの運用・作成等の委託について、プロポーザルを実施する。以後も必要に応じ数年に一回程度は見積り合わせ等を実施した上での契約締結を行う。</p>

ぐんま学園運営

意見	改善措置
<p>2 3 人人体制について （個別の事業、152頁） 児童自立支援施設において、入所者が安心安全な生活を送るための良好な生活環境の体制整備のため、人人体制の強化（増員）が望まれる。</p>	<p>入所児童の安心安全な生活環境を整備するため、人人体制の強化に努める。</p>

母子父子寡婦福祉資金貸付金

意見	改善措置
<p>2 4 時効期間満了後の債権管理について （個別の事業、157頁） 消滅時効期間満了後の債権について、債権回収業者に回収業務を委託する場合には債務者等当事者の事情を詳しく確認し、業者に委託して回収業務を行うことが適切かどうかを判断する体制を整えるべきである。また、消滅時効期間が大幅に経過している債権については、福祉的観点や費用対効果の観点から、必要に応じて、不納欠損処理を適切に検討すべきである。</p>	<p>令和4年9月に総務部総務課が策定した「税外未収金に係る債権回収・整理マニュアル」等を参考に、不納欠損の基準を明確化し、不納欠損処理を適切に検討する。</p>
<p>2 5 債権回収業者に委託する未収金債権の選定について （個別の事業、158頁） 外部の債権回収業者に債権回収業務を委託する債権の選定にあたっては、各保健福祉事務所が県の定めるいずれの選定基準に基づき、どのような理由で選定したのかを県の担当課において確認できる仕組みを作るべきである。また、選定の統一性を図るため、県が把握した各保健福祉事務所の選定理由等を、県内各地の保健福祉事務所にフィードバックすべきである。</p>	<p>債権選定の際には各保健福祉事務所がどのような理由で選定したのかを記載の上、主務課へ報告する仕組みとした（令和5年6月）。また、主務課が把握した各保健福祉事務所の選定理由等を、令和5年8月に各保健福祉事務所へフィードバックを行った。</p>

中央児童相談所

意見	改善措置
<p>26 児童福祉司配置基準の継続的な達成について (個別の事業、164頁) 法令上で求められている児童福祉司配置基準上の必要人数について、令和4年度より経過措置が撤廃され現状の人数のままでは不足することになる。現在7名が児童福祉司資格認定通信課程を受講中であり、令和4年度末(令和5年3月31日時点)では児童福祉司の数が基準を満たす見込みとのことであるが、あくまで見込人数であり今後、退職者や休職者が出る可能性があること、及び法の趣旨を鑑みると通年での基準人数を満たすことが必要であると考えられる。人員不足であることは承知であるが、関係部局と協議し、福祉職の採用を増やすことにより児童福祉司の有資格者を増やしていくことが望まれる。</p>	<p>これまで国の配置基準を満たすため福祉職職員の採用・配置を計画的に行ってきた。 今後も配置基準を継続的に達成できるよう、福祉職職員の採用及び配置に努める。</p>
<p>27 一時保護所の定員超過について (個別の事業、166頁) 男児棟、女児棟、幼児棟すべてにおいて平均入所人数が定員超過の月があり、また、定員超過日数が1か月の大半を占める月も多い。 定員超過の状況が長期化することで、一時保護児童の心身の安定化を図るという本来の目的を達成することがより困難になってしまうと思われる。また、職員の負担も増加することで離職率の悪化など別の問題も発生する可能性もある。 中央児童相談所の定員増加を含む拡張を図ることが望まれるが、それと同時に中核市への一時保護所併設の児童相談所設置(開設)の働きかけや、児童養護施設等への一時保護委託、一時保護委託が可能な里親の登録者を増やしていくことを今以上に行っていくべきである。</p>	<p>令和7年度中に高崎市が一時保護所を併設した児童相談所の開設を予定しており、定員超過の状況は大幅に改善される見込みである。 里親や児童養護施設等への一時保護委託可能なケースについては、里親等への一時保護委託を積極的に選択していく。</p>
<p>28 一時保護所の職員(会計年度任用職員)の不足について (個別の事業、169頁) 宿直補助員としての会計年度任用職員は学生を含め多数登録(30名程度)されているものの実際にシフト勤務できるものは限られているため、宿直補助のシフトが埋まらない日があり、結果として正規職員への業務負担が増加しているものと推測される。 現状のままであると人員不足により正規職員の離職にもつながる可能性があり、ひいては子どものケア不足にも及ぶ可能性もある。 児童指導員として採用する正規職員と会計年度任用職員の構成比について従来のベースへ変更することで負担率を少しでも軽減できる可能性があると考え(4:4の割合を5:3に変更)。また、宿直補助員についてはシ</p>	<p>令和4年度の児童福祉法改正に伴い、現在、国において一時保護所の設備・運営基準の策定作業が進められており、その内容を踏まえて一時保護所の職員数の確保に努める。 また、宿直補助員の時間給引上げを含め、より多くの方に登録していただけるよう募集のあり方を検討し、正規職員の負担軽減に努める。</p>

<p>フトに確実に入るようにするため、時間給単価の引き上げを行うべきである。</p>	
<p>29 宿直補助員の最低賃金について （個別の事業、170頁） 宿直補助員に対する時間給は群馬県の最低賃金となっている。深夜は休憩時間となっているが、その前後が勤務時間となっており、賃金水準と勤務時間の関係から、宿直補助員として登録はあるものの、実際には宿直補助のシフトが埋まらず、正規職員等の負担が増えている状況があり、入所児童に十分なケアが行えない懸念がある。 このため、宿直補助員の時間給の単価引き上げを行うべきである。</p>	<p>宿直補助員の時間給引上げを含め、より多くの方に登録していただけるよう募集のあり方を検討し、正規職員の負担軽減に努める。</p>
<p>30 職員の休暇取得状況について （個別の事業、171頁） 労働基準法第39条第7項では年休5日取得を義務づけているが、地方公務員は適用除外となっている。 しかしながら職員の25%が年次有給休暇の取得が5日未満という状況は一般的に考えて良い労働環境とは言えず、県としても公務能率の向上や職員の健康保持、ワークライフバランスの推進のため総労働時間の縮減を全所属へ通知している。 そうであるならば労働基準法第39条第7項の適用対象外であっても積極的に年次有給休暇を取得できる体制は整備すべきと考える。 具体的には、宿直補助員が採用しやすいように時間給の見直し等を行うべきである。また、5日間の年次有給休暇の取得については努力義務ではなく義務化することも視野に入れることが望ましいと考える。</p>	<p>職員の年休取得状況を定期的に把握し最低5日の年休が取得できるよう、職場環境の改善に努める。 また、会計年度任用職員の賃金単価の引上げを含め、より多くの方に登録していただけるよう募集のあり方を検討する。</p>

東部児童相談所

意見	改善措置
<p>31 児童福祉司配置基準の継続的な達成について （個別の事業、176頁） 法令上で求められている児童福祉司配置基準上の必要人数について令和4年度では経過措置が撤廃され現状の人数のままでは不足することになる。現在4名が児童福祉司資格認定通信課程を受講中であり、令和4年度末（令和5年3月31日時点）では児童福祉司の数が基準を満たす見込みとのことであるが、あくまで見込人数であり今後、退職者や休職者が出る可能性があること、及び法の趣旨を鑑みると通年での基準人数を満たすことが必要であると考えられる。人員不足であることは承知であるが、関係部局と協議し、福祉職の採用を増やすことにより児童福祉司の有資格者を増やしていくことが望まれる。</p>	<p>これまで国の配置基準を満たすため福祉職職員の採用・配置を計画的に行ってきた。 今後も配置基準を継続的に達成できるよう、福祉職職員の採用及び配置に努める。</p>

<p>3 2 一時保護所の定員超過について (個別の事業、177頁)</p> <p>平均入所人数が定員超過の月があり、また、定員超過日数が1か月の大半を占める月も多い。定員超過の状況が長期化することで、一時保護児童の心身の安定化を図るといふ本来の目的を達成することがより困難になってしまうと思われる。また、職員の負担も増加することで離職率の悪化など別の問題が発生する可能性もある。</p> <p>一時保護児童の定員30名を前提とした職員配置へ増加することが望まれるが、それと同時に児童養護施設等への一時保護委託や一時保護委託が可能な里親の登録者を増やしていくことを今以上に行っていくべきである。</p>	<p>一時保護が長期化することがないよう、早めに保護児童の処遇を決定することや、必要に応じて児童養護施設や里親への一時保護委託も検討することを徹底している。</p> <p>併せて、一時保護所の職員数の確保に努めていく。</p>
<p>3 3 一時保護所の職員(会計年度任用職員)の不足について (個別の事業、179頁)</p> <p>宿直補助員としての会計年度任用職員は登録者も少なく実際にシフト勤務できるものは限られているため、宿直補助のシフトが埋まらない日があり、結果として正規職員への業務負担が増加しているものと推測される。</p> <p>現状のままであると正規職員の離職にもつながる可能性があり、ひいては子どものケア不足にも及ぶ可能性もある。</p> <p>児童指導員として採用する正規職員と会計年度任用職員の構成比について従来のベースへ変更することで負担率を少しでも軽減できる可能性があると考え(4:4の割合を5:3に変更)。また、宿直補助員についてはシフトに確実に宿直補助員が入るようにするため、時間給単価の引き上げを行うべきである。</p>	<p>令和4年度の児童福祉法改正に伴い、現在、国において一時保護所の設備・運営基準の策定作業が進められており、その内容を踏まえて、一時保護所の職員数の確保に努める。</p> <p>また、宿直補助員の時間給引上げを含め、より多くの方に登録していただけるよう募集のあり方を検討し、正規職員の負担軽減に努める。</p>
<p>3 4 宿直補助員の最低賃金について (個別の事業、180頁)</p> <p>宿直補助員に対する時間給は群馬県の最低賃金となっている。深夜は休憩時間となっているが、その前後が勤務時間となっており、賃金水準と勤務時間の関係から、宿直補助員として登録はあるものの、実際には宿直補助のシフトが埋まらず、正規職員等の負担が増えている状況があり、入所児童に十分なケアが行えない懸念がある。</p> <p>このため、宿直補助員の時間給の単価引き上げを行うべきである。</p>	<p>宿直補助員の時間給引上げを含め、より多くの方に登録していただけるよう募集のあり方を検討し、正規職員の負担軽減に努める。</p>
<p>3 5 職員の休暇取得状況について (個別の事業、181頁)</p> <p>労働基準法第39条第7項では年休5日取得を義務づけているが、地方公務員は適用除外となっている。</p> <p>しかしながら職員の約2割が年次有給休暇の取得が5日未満という状況は一般的に考えて良い労働環境とは言えず、県としても公務能率の向上や職員の健康保持、ワークライフバランスの推進のため総労働時間の縮減を全</p>	<p>職員の休暇取得については、職員全員が年間5日以上取得することを目標に、年次有休休暇取得計画表を作成し、係ごとに計画的な取得促進に努めている。</p> <p>また、会計年度任用職員の賃金単価の引上げを含め、より多くの方に登録していただけるよう募集のあり方を検討する。</p>

<p>所属へ通知している。</p> <p>そうであるならば労働基準法第39条第7項の適用対象外であっても積極的に年次有給休暇を取得できる体制は整備すべきと考える。</p> <p>宿直補助員を採用しやすいように時間給の見直し等を行うべきである。また、5日間の年次有給休暇の取得については努力義務ではなく義務化することも視野に入れることが望ましいと考える。</p>	
--	--

西部児童相談所

監査結果<指摘事項>	改善措置
<p>2 不要固定資産の処分について (個別の事業、185頁)</p> <p>保健所時代から県有資産として保有している資産(エックス線フィルム自動現像機など)が児童相談所としてもそのまま重要物品として台帳管理されているが児童相談所としては不要な資産と考えられる。</p> <p>資産そのものも老朽化しており、管理コスト等も踏まえると廃棄することが望ましい。</p>	<p>令和5年6月19日に処分業者が現物を確認し、今後、業者より見積書提出の上、年度内に処分を行う予定である。</p>

意見	改善措置
<p>36 高崎市との連携について (個別の事業、186頁)</p> <p>高崎市では令和7年度を目標に児童相談所の設置を計画している。これにより、高崎市が現在の西部児童相談所の管轄からは外れることになる見込みである。</p> <p>現在の西部児童相談所の敷地については現状高崎市と協議を進めているとのことであるが、隣接した空き地を含め高崎市と協議を行い有効活用すべきと考える。</p> <p>また、移設する場合にも利用者の利便性だけでなく利用しやすいロケーションも含め検討することが望ましい。</p>	<p>高崎市児童相談所が開設される、令和7年度に向けて、引き継ぎの準備を進めている。</p> <p>敷地は、主務課経由で財産有効活用課と高崎市の協議の進捗を確認し、当所で必要な対応を行っていく。</p> <p>現在地から移転する場合には、関係部署とも協議しながら、様々な観点から移転先の検討を行う。</p>
<p>37 児童福祉司配置基準の継続的な達成について (個別の事業、187頁)</p> <p>法令上で求められている児童福祉司の配置基準上の必要人数について令和4年度では経過措置が撤廃され現状の人数のままでは不足することになる。本年度内に任用前講習終了により1名の任用となる予定であること、また現在2名が児童福祉司資格認定通信課程を受講中であり、令和4年度末(令和5年3月31日時点)では児童福祉司の数が基準を満たす見込みとのことである。しかしながら、あくまで見込人数であり今後、退職者や休職者が出る可能性があること、及び法の趣旨を鑑みると通年での基準人数を満たすことが必要であると考えられる。人員不足であること</p>	<p>これまで国の配置基準を満たすため福祉職員の採用・配置を計画的に行ってきた。</p> <p>今後も配置基準を継続的に達成できるよう、福祉職員の採用及び配置に努める。</p>

は承知であるが、関係部局と協議し、福祉職の採用を増やすことにより児童福祉司の有資格者を増やしていくことが望まれる。

■ 入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和5年12月12日

群馬県知事 山本 一 太

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量 群馬県渋川保健福祉事務所ほか8施設で使用する電気 年間予定使用電力量 706,000kWh
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び群馬県渋川保健福祉事務所ほか8施設で使用する電気需給仕様書による。
- (3) 履行期間 令和6年4月1日（月）から令和7年3月31日（月）まで
- (4) 履行場所 群馬県渋川保健福祉事務所ほか8施設
- (5) 入札方法 上記(1)の件名に対し入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (3) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された令和4・5年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により令和5年12月19日（火）までに群馬県会計局会計管理課に競争入札参加資格審査申請を行い、令和6年1月9日（火）までに資格者名簿に登載されたことが確認できた者であること。

- (4) 本件入札公告の日から開札までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 本件入札公告の日から開札までの間において、物品の購入等に係る有資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定による小売電気事業者の登録を受けている者であること。
- (7) 供給を開始する日から確実に安定した電気の供給ができる者であること。

(8) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギー導入状況及び省エネルギー・節電に関する情報提供の取組状況に関し、入札説明書に記載する基準を満たすこと。

3 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県健康福祉部健康福祉課予算係(担当 高島) 電話027-226-2514(ダイヤルイン)

(2) 入札説明書の交付方法 原則として、群馬県ホームページ(<https://www.pref.gunma.jp/>)からのダウンロードによる。

なお、群馬県ホームページによる取得が困難な場合等にあつては、事前連絡の上、上記(1)の場所で交付を受けること。

(3) 入札説明書の交付期間 令和5年12月12日(火)から令和6年1月9日(火)までの毎日。ただし、上記(1)の場所で交付を受ける場合は、群馬県の休日を定める条例(平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。)第1条第1項に規定する休日を除き、時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。

(4) 入札参加資格の確認 入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類を添付した申請書(以下「申請書等」という。)を令和6年1月9日(火)まで(受付日及び時間は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間)に、上記(1)の場所に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出された申請書等について県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。

(5) 入札及び開札の日時及び場所 令和6年1月25日(木)午後2時30分 ぐんま男女共同参画センター4階小研修室(郵送による場合は書留郵便とし、同月24日(水)午後4時までに上記(1)の場所に群馬県健康福祉部健康福祉課長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「令和6年1月25日開札 群馬県渋川保健福祉事務所ほか8施設で使用する電気入札書在中」と朱書きすること。)

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札の無効 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。

(4) 契約書の作成の要否 要

(5) 落札者の決定方法 規則第169条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 契約の確定 この公告に係る契約は、令和6年度歳入歳出予算が群馬県議会で可決された場合において、議会の議決後に確定させる。

(7) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: YAMAMOTO Ichita, Governor of Gunma Prefecture

(2) Nature and quantity of the services to be required: Electricity for use at Shibukawa Health and Welfare Office and 8 others / Amount of electric power scheduled for annual use: 706,000 kWh/year

(3) Period of Use: From April 1, 2024 to March 31, 2025

- (4) Place of Use: Shibukawa Health and Welfare Office and 8 others
- (5) Time-limit for submission of application forms and attached documents regarding bidding qualifications: January 9, 2024 at 5:00 p.m.
- (6) Time-limit for tender: January 25, 2024 at 2:30 p.m. (Bids submitted by mail must be submitted by registered mail and must be received no later than January 24, 2024 at 4:00 p.m.)
- (7) For further details, please contact: Health and Welfare Division, Department of Health and Welfare, Gunma Prefectural Government, 1-1-1 Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 371-8570, Japan, TEL 027-226-2514 (Japanese language Only)

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和5年12月12日

群馬県知事 山本 一 太

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量 群馬県衛生環境研究所で使用する電気 年間予定使用電力量 1, 178, 000 kWh
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び群馬県衛生環境研究所で使用する電気需給仕様書による。
- (3) 履行期間 令和6年4月1日(月)から令和7年3月31日(月)まで
- (4) 履行場所 群馬県衛生環境研究所
- (5) 入札方法 上記(1)の件名に対し入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (3) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された令和4・5年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により令和5年12月19日(火)までに群馬県会計局会計管理課に競争入札参加資格審査申請を行い、令和6年1月9日(火)までに資格者名簿に登載されたことが確認できた者であること。

- (4) 本件入札公告の日から開札までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。

- (5) 本件入札公告の日から開札までの間において、物品の購入等に係る有資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定による小売電気事業者の登録を受けている者であること。
- (7) 供給を開始する日から確実に安定した電気の供給ができる者であること。
- (8) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギー導入状況及び省エネルギー・節電に関する情報提供の取組状況に関し、入札説明書に記載する基準を満たすこと。

3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県健康福祉部健康福祉課予算係（担当 高島） 電話027-226-2514（ダイヤルイン）
- (2) 入札説明書の交付方法 原則として、群馬県ホームページ（<https://www.pref.gunma.jp/>）からのダウンロードによる。
なお、群馬県ホームページによる取得が困難な場合等にあつては、事前連絡の上、上記(1)の場所で交付を受けること。
- (3) 入札説明書の交付期間 令和5年12月12日（火）から令和6年1月9日（火）までの毎日。ただし、上記(1)の場所で交付を受ける場合は、群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。）第1条第1項に規定する休日を除き、時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。
- (4) 入札参加資格の確認 入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類を添付した申請書（以下「申請書等」という。）を令和6年1月9日（火）まで（受付日及び時間は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間）に、上記(1)の場所に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
なお、提出された申請書等について県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。
- (5) 入札及び開札の日時及び場所 令和6年1月25日（木）午後3時30分 ぐんま男女共同参画センター4階小研修室（郵送による場合は書留郵便とし、同月24日（水）午後4時までに上記(1)の場所に群馬県健康福祉部健康福祉課長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「令和6年1月25日開札 群馬県衛生環境研究所で使用する電気入札書在中」と朱書きすること。）

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札の無効 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。
- (4) 契約書の作成の要否 要
- (5) 落札者の決定方法 規則第169条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) 契約の確定 この公告に係る契約は、令和6年度歳入歳出予算が群馬県議会で可決された場合において、議会の議決後に確定させる。
- (7) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: YAMAMOTO Ichita, Governor of Gunma Prefecture
- (2) Nature and quantity of the services to be required: Electricity for use at Gunma Prefectural Institute of Public Health and Environmental Sciences / Amount of electric power scheduled for annual use: 1,178,000 kWh/year
- (3) Period of Use: From April 1, 2024 to March 31, 2025
- (4) Place of Use: Gunma Prefectural Institute of Public Health and Environmental Sciences
- (5) Time-limit for submission of application forms and attached documents regarding bidding qualifications: January 9, 2024 at 5:00 p.m
- (6) Time-limit for tender: January 25, 2024 at 3:30 p.m. (Bids submitted by mail must be submitted by registered mail and must be received no later than January 24, 2024 at 4:00 p.m.)
- (7) For further details, please contact: Health and Welfare Division Department of Health and Welfare Gunma Prefectural Government, 1-1-1 Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 371-8570, Japan, TEL 027-226-2514(Japanese language Only)

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和5年12月12日

群馬県知事 山本 一 太

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量 群馬県計量検定所ほか6施設で使用する電気 年間予定使用電力量 3,820,627 kWh
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び群馬県計量検定所ほか6施設電気需給仕様書による。
- (3) 履行期間 令和6年4月1日(月)から令和7年3月31日(月)まで
- (4) 履行場所 群馬県計量検定所ほか6施設
- (5) 入札方法 上記(1)の件名に対し入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (3) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された令和4・5年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者

であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登録されていない者については、規則第190条の2の規定により令和5年12月19日（火）までに群馬県会計局会計管理課に競争入札参加資格審査申請を行い、令和6年1月9日（火）までに資格者名簿に登録されたことが確認できた者であること。

- (4) 本件入札公告の日から開札までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 本件入札公告の日から開札までの間において、物品の購入等に係る有資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定による小売電気事業者の登録を受けている者であること。
- (7) 供給を開始する日から確実に安定した電気の供給ができる者であること。
- (8) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギー導入状況及び省エネルギー・節電に関する情報提供の取組状況に関し、入札説明書に記載する基準を満たすこと。

3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県産業経済部産業政策課総務係（担当 新井） 電話027-226-3311（ダイヤルイン）
- (2) 入札説明書の交付方法 原則として、群馬県ホームページ（<https://www.pref.gunma.jp/>）からのダウンロードによる。

なお、群馬県ホームページによる取得が困難な場合等にあつては、事前連絡の上、上記(1)の場所で交付を受けること。

- (3) 入札説明書の交付期間 令和5年12月12日（火）から令和6年1月9日（火）までの毎日。ただし、上記(1)の場所で交付を受ける場合は、群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。）第1条第1項に規定する休日を除き、時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。
- (4) 入札参加資格の確認 入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類を添付した申請書（以下「申請書等」という。）を令和6年1月9日（火）まで（受付日及び時間は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間）に、上記(1)の場所に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出された申請書等について県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。

- (5) 入札及び開札の日時及び場所 令和6年1月25日（木）午後2時30分 群馬県昭和庁舎32会議室（郵送による場合は書留郵便とし、同月24日（水）午後4時までに上記(1)の場所に群馬県産業経済部産業政策課長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「令和6年1月25日開札 群馬県計量検定所ほか6施設で使用する電気入札書在中」と朱書きすること。）

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札の無効 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。
- (4) 契約書の作成の要否 要

- (5) 落札者の決定方法 規則第169条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) 契約の確定 この公告に係る契約は、令和6年度歳入歳出予算が群馬県議会で可決された場合において、議会の議決後に確定させる。
- (7) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: YAMAMOTO Ichita, Governor of Gunma Prefecture
- (2) Nature and quantity of the services to be required: Electricity for use at Weights and Measures Inspection Office and the other six facilities / Amount of electric power scheduled for annual use: 3,820,627 kWh/year
- (3) Period of Use: From April 1, 2024 to March 31, 2025
- (4) Place of Use: Weights and Measures Inspection Office and the other six facilities
- (5) Time-limit for submission of application forms and attached documents regarding bidding qualifications: January 9, 2024 at 5:00 p.m.
- (6) Time-limit for tender: January 25, 2024 at 2:30 p.m. (Bids submitted by mail must be submitted by registered mail and must be received no later than January 24, 2024 at 4:00 p.m.)
- (7) For further details, please contact: Industrial Policy Division, Department of Industrial Economic Affairs, Gunma Prefectural Government, 1-1-1 Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 371-8570, Japan, TEL 027-226-3311 (Japanese language only)